

人足寄場における福祉的処遇

松 山 郁 夫

Treatment of Welfare in Ninsokuyoseba Workhouse

Ikuo MATSUYAMA

要 約

本研究では、江戸時代に設置されていた石川島人足寄場における更生保護のあり方を検討し、その意義について考察することを目的とする。このため、石川島人足寄場で取り組まれた無宿人等に職業技術を身に付けさせ、職業を持たせようとする制度の特徴と作業種目や指導内容を検討した。人足寄場は犯罪者の矯正だけでなく、無宿の者や不労家族の就労、及び児童や障害者を含む職業訓練や授産施設としての性格も持っていた。また、中央政府である幕府が、重層的な就労支援と再犯防止プログラムを含めて自立更生、社会復帰を目指す処遇を行っていた。現代の日本においては、人足寄場と同様の性格を有する刑事司法と社会福祉の両方の性格を併せ持つ矯正施設の支援内容を充実させるために、重層的な公的支援による職業訓練等就労支援を含めた再犯防止プログラムを取り入れた制度のあり方を検討する必要があると考察した。

Key word : 人足寄場、作業種目、更生保護、就労支援、自立支援

I. はじめに

1. 更生保護における社会福祉士の役割

近年、日本では急速な少子高齢化の進行で、要介護者の増加、世帯規模の縮小、及び扶養意識の変化等に伴い、家庭における介護能力が低下した。このため、福祉の相談に関する専門的能力を有する人材を養成して、増大する福祉ニーズに適切に対応し、在宅や施設における介護の充実強化を図ること、及び民間のシルバーサービス事業を健全に発展させ、国民の福祉を向上させることが求められた。このため、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）が制定され、その目的を、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することとした（法第1条）。

社会福祉士とは、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者と

の連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう（法2条）。

また、社会福祉士は、その業務を行うにあたっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないとされている（法47条）。つまり、社会福祉士とは、生活に支障がある高齢者や障害者等を具体的に支援する福祉専門職と捉えることができる。

更生保護の領域において、浜井（2004）は横浜刑務所に転勤した際、「統計上の治安の悪化と治安最後の砦でもある刑務所の過剰収容の間に大きな落差を感じた。～中略～ 刑務所は、普通の作業に就くこともできない高齢者や障害者であふれていた」としている¹⁾。つまり、労働市場から締め出された、何らかのハンディキャップをもった者たちが多いとし、刑務所が「治安の最後の砦」ではなく「福祉の最後の砦」に変質している姿があったと指摘している²⁾。

法務省は2009年度、刑務所を出所した高齢者や障害者の社会復帰を手助けするため、更生保護施設のほぼ半数に社会福祉士を配置する方針を固めたとの新聞記事が掲載された（毎日新聞：2008年8月31日）。法務省によれば、引受先のない満期釈放者は年間約7,200人で、このうち自立困難な高齢者、障害者は約1,000人いるとしている。このなかで、病院に入院する人を除く約900人には福祉施設への入所が必要な状況にもかかわらず、福祉施設は受け入れに消極的である。このため、法務省は、全国に101ある更生保護施設のうち57施設に社会福祉士を配置し、各施設が高齢者や障害者を4人ずつ3カ月程度受け入れること、社会福祉士は引受先となる福祉施設との調整を進めること、及び出所者に対して社会生活に向けた訓練を施すことを発表した。つまり、社会福祉士が再犯防止を図るために、出所者が福祉施設へ入所できるように調整することを意図している。

刑事政策における更生保護の領域では、2007年6月に公布され、翌年6月に施行された更生保護法に、仮釈放、保護観察、更生緊急保護などが規定されている。同法第1条では、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」とされ、社会を保護するためにこの法律があると明記されている。したがって、更生保護とは、反社会的行為をなした者に対して社会内で働きかけ、再び社会の一員となるよう更生させると同時に、そのことを通して社会を守る営みといえよう。

これらのことから、更生保護を担う社会福祉士には、福祉施設への入所の調整だけでなく、刑を終えて出所した者の社会復帰ができる機会を確保する等の取り組みが求められる。したがって、就労支援等を含めた福祉的側面から更生保護のあり方を検討しておく必要がある。

2. 人足寄場について

日本において効果的な更生保護が行われたのは、人足寄場と称された江戸幕府の設置した軽罪人・虞犯者に対する自立支援施設であった。これは、主として刑を終えて出所した者の社会復帰ができる機会を与えた取り組みであった。

江戸時代、天明の飢饉によって農村の労働力の減少とその都市部への流入を激化させた。その多くは、裏店を借りて日雇稼ぎや棒手振などを主とする生業に従事したが、生業をもたない無宿者・浮浪人となる者も少なくない人数にのぼった。彼らは江戸においてことに多く、そのなかには放火や盗みを働く者もあり、その横行は幕府としてもはや一時も放置できないほどの大きな社会問題となっていた³⁾。

人足寄場が設置される以前に、無宿の更生政策として、佐渡金山の水替人足という労役制度があったが、更生というより懲罰の側面が強かった。このため、1789（寛政元）年に火付盗賊改方長官長谷川宣以（平蔵）が老中松平定信に、犯罪者の更生を主な目的とした収容施設である人足寄場の設置を建言した。翌1790（寛政2）年2月19日に寄場設立の公明が下され、服刑後の軽罪人を集めて職業指導するための寄場が設けられた。一般に人足寄場と呼称されているが、正式名称は加役方人足寄場であった⁴⁾。

松平定信は、彼らを隔離・収容する機関として旧来の非人溜とは別個に人足寄場を設けるために、石川大隅守屋敷内の葭沼の地16,030余坪を指定した。この場所は江戸石川島で、現在の東京都中央区佃2丁目付近に位置していた。なお、現在は図1の通り、高層マンションが建ち、「リバーシティ21」と称する街として整備されている。このため現地にも立っても、江戸石川島人足寄場の当時の状況を窺い知ることは難しい。



図1 現在の東京都中央区佃2丁目付近の風景（2012年3月に筆者撮影）

石川島に設置された人足寄場では、特に軽科で引取人のない者、或いは再犯の恐れのある者を拘留して人足として使役し、職業教育を施して社会に戻すという方針をうち出した⁵⁾。つまり、無宿人を強制的に収容することで治安維持を図ると同時に、彼らに職業技術を身に付けさせ、職業を持たせようとする制度でもあった⁶⁾。

このように、石川島に設置された人足寄場は、江戸における社会事業の1つで、一種の免因保護事業で特殊授産事業機関でもあった。その成功は、町会所の設立と共に、松平定信が行った民政上の二大功績の一つに数えられている⁷⁾。なお、本稿では石川島に設置された人足寄場を人足寄場と記述する。

3. 研究の目的

日本では、これまでイギリス等欧米における社会福祉の歴史的研究がなされてきたが、欧米とは異なる発展を示す日本の社会福祉を考える場合、日本人の価値観を考慮したうえで論じないと福祉は立ちいかなくなるのが危惧される。今後、欧米とは異なる日本の社会福祉の発展過程と、そこに含まれる思想・原理を明らかにし、我が国における社会福祉のあり方を希求する必要がある⁸⁾。したがって、人足寄場の制度に含まれる福祉の側面からの取り組みを検討することには、我が国の社会福祉のあり方を考えるうえで意義があろう。

人足寄場においては、収容者の自立支援と社会復帰を目的とした取り組みがなされた。当時、無宿人を

強制的に収容することで治安維持を図るだけでなく、彼らに職業技術を身に付けさせ、職業を持たせようとした。このため、今日の更生保護、或いは障害者への職業訓練等の就労支援のあり方を考えるうえで、人足寄場における福祉的側面である就労支援について、具体的な作業種目等を含めてどのような取り組みが行われたのかを捉えておく必要があると考えられる。

以上より、本研究では、人足寄場で取り組まれた作業種目や更生保護のあり方等を検討し、その意義について考察することを目的とする。

Ⅱ. 研究方法

現在、人足寄場に関して、多面的な研究の集大成ともいえる「人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—」（人足寄場顕彰会編 創文社 1974）、及び明治初期に來日して人足寄場を視察した記述も見られるフランス人の法学者ジョルジュ・ブスケが著した「日本見聞録1、2」（野田良之・久野桂一郎訳 みすず書房 1977）の文献等が出版されている。本研究では、これらの文献や関連研究に記述されている人足寄場での取り組み、特に、無宿人等に職業を持たせることを目的として、職業技術を身につけさせるために採用された作業種目や指導内容等の処遇について検討し、得られた知見から、人足寄場の意義を考察する。

Ⅲ. 日本の近世における人足寄場

1. 人足寄場における作業内容に関する考え方

刑事政策・刑事法制上において、人足寄場が高く評価されているのは、寄場に隔離と改善・手業付与という機能を持たせたこと、旧悪免除・赦律・追放刑の代替などと連動して寛刑化という方向づけをもたらしたし、刑に改善的要素を加えたこと、寄場が社会的要請に応じて民間資本・社会的資源を導入しつつ永続したこと、及び罪人や無宿を牢や溜に拘禁するという伝統的刑罰制度・無宿対策から、働かせて自立更生させる、社会復帰させるという自分で稼ぐ制度に幕府直下での変革を実現したことである⁹⁾。

人足寄場に送られてきた者に対して、「寄場人足共へ申渡書」を読み聞かせ、人足寄場の目的や生活の仕方についてのオリエンテーションを行った。寄場条目には、「此度厚き御仁慈を以、寄場人足に致し、銘々仕覚候手業を申付候。旧來の志を相改、実意に立帰、職業出精致し、元手にも有付候の様致すべき候。身元見届候はば、年月の多少に構無く、右場所を差免、百姓素性のものえは、相応の地所下され、江戸表出生のものえは、出生の場所え店を持たせ、家業致さるべく候。尤公儀よりも職業道具下され候歟、其始末に寄、相応の御手当これ有るべく候。若又御仁恵の旨をも弁えず、申付に背き、職業無精に致し候が歟、或は悪事等これ有るに於いては、重き御仕置き申付べきもの也。」と記されている。

このように、人足寄場の制度は、所謂お上による仁慈によるとしているにもかかわらず、人道的な処遇が多く記されている。人足寄場は貧困対策としての授産施設の色彩が強く、今日の社会福祉施設と同様に自立、社会復帰を目的として処遇がなされており、特に、送られてきた者に対して、その個々の職業技術や特技等を考慮して作業種目を選定したうえで、就労支援ともいえる処遇を行っていたと考えられる。

長谷川平蔵の考えでは、寄場人足の作業は各人の家業、寄場で働いて賃金を得ることは渡世であった。人足寄場では、食事、衣類、鼻紙、髪結、湯銭まで生活費は自分稼でなければならず、妻子も自分で養うのである。したがって、人足寄場は矯正施設というより、無宿の保護・授産の場所として構想されていたことが窺える¹⁰⁾。

2. 人足寄場の概要

寄場に収容されたのは、全く悪事のない無宿、入墨等の刑を受けた前科のある者、妻子を持った不労家族、女性、盲人、幼年者も入れている。寄場での作業は、主に人夫、手業があり、寄場構内と構外での使役、官用と私用の雇傭がなされた。人夫としての官用の仕事は、寄場の建設、牢屋敷用の精米、神田川、曲輪外堀の川浚、私的雇傭は佃島での大工・左官職、町方の普請、修繕であった。手業としては藁細工による縄、草履、厩沓作り、石灰、炭団、紙の製造がなされている¹¹⁾。

彼等は罪科の軽重に応じて、1番から7番に至る人足寄場のどれかに収容された。各小屋1房は約4間に3間半の造りで、三方を板羽目、表口を3寸角の格子で囲んだ。1房の収容人数は約40人で、老人、病人、女人などは別の場所に入れられた。このような人足小屋とは別に細工小屋が設けられ、人足はそこで大工、建具、差物（指物）、塗師など、各自に適した手工業的作業を営み、または教えられ、島の外に出て働かされることもあった¹²⁾。

収容期間は原則として3年としていたが、改悛が顕著なものは3年未満であっても出所を許していた。また、人足に更生資金を与えるために、労働を有償として労働量に応じて賃金を支払い、その労働賃金を積み立てていた。稼いだ額から諸経費を引いた賃金が支給され、その3分の1を強制的に積み立て、残りの3分の2を毎月3回に分けて10日毎に支給した。加えて、煙草銭として日当が与えられた。さらに、積み立てられた賃金が出所時に与えられた。

先述した寄場条目によれば、貯金だけでは社会復帰できない場合、幕府が援助を与える仕組みがあり、江戸で商売をしたい者には土地や店舗を、農民には田畑、大工になる者にはその道具を支給する等の支援がなされていた。人足寄場では、このようにして授産に努めるとともに、毎月3の日に心学の講師を招いて道話を聴聞させ、つとめて正路に導くように努力した¹³⁾。

3. 人足寄場における作業内容、作業の取り組みの状況

1790（寛政2）年5月6日に杉田玄白が書いた日記には、人足寄場に入所している人々の働き方について、紙すき、ちんこ切（煙草の葉刻み）、元結こき、鍛冶屋、大工、家葺、たががけが記されている¹⁴⁾。

「監獄則並図式」を起草した小原重哉によって、明治8、9年頃に作成された絵図と推定される「石川島懲役場の囚人作業絵図」は、3巻の巻物から成り立っており（矯正図書館蔵）、23種類の作業種目と作業に取り組む様子が描かれている（表1）。また、外国人が、石川島人足寄場の外に連れ出されて使役される囚人の作業の様子を描いたり、写真を撮ったりしている（表2）。明治10年代までは皇居の堀浚え、道路の整地、銀座の除雪など、主として中央区周辺への出没が目立ち、明治13年から警視監獄署の囚人を上野・高崎間の鉄道敷設工事に出没させた例などは、もっとも人目を引くものであった。なお、明治初年は徒場・懲役場と呼称され、旧城跡・旧奉行所跡・旧藩牢・旧藩米倉などを獄舎に転用し、明治10年以降監獄署と呼ばれるようになった¹⁵⁾。

フランスの弁護士ジョルジュ・ブスケ（Georges Hilaire Bousquet、1846年3月3日-1937年1月15日）は、明治5年（1872）年に、日本政府に法律顧問として招聘されて来日した経緯があり、日本では初めての御雇い外国人であった。また、ブスケは司法省法学校で法学教育を行うと共に、民法草案の策定に関わった¹⁶⁾。ブスケは、人足寄場について以下のように述べている。

大川の河口にある佃島にあり、収容者はフランスの禁錮重労働の刑にほぼ等しい懲役刑に処せられた者である。訪問するとまず木造の建物で囲まれた四角形の大きな中庭に入ることになり、この庭を見下ろす哨から監視員が内部でおきるすべてのことを検査できるとしている。収容者が作業に取り組んでいる様子等について、表3のように記している。また、被拘禁者の知識に適した仕事をさせていること、14歳以上

の者が作業をしていること、重い刑を課されている壮年の男は重労働を課されていること、裁縫師が被拘禁者である同僚の衣服を作成していること等が記述されている¹⁷⁾。

4. 人足寄場における生活状況、指導や監視の状況

ブスケは、人足寄場における被拘禁者の生活状況、指導や監視の状況について、表4のように記述している。

寄場の状況について、監視が容易な構造を有していること、毎日組毎に入浴していること、及び50人単位の大部屋で起居していること等が述べられている。また、被拘禁者のうち成績の良いものを長とし、仕事の指図やその組の責任者としてという、指導的役割を与える更生保護の方法が示されている。

また、寄場の非拘禁者が逃亡をすることは滅多にないこと、逃亡しても成功することは少ないこと、労働時間は10時間程度であること、休憩時間は2回でそのときに2回の食事をするができること、食事では好きだけ米飯が供されること、受刑者は獄外では何も買うことができないが、その親が果物や調味料を持ってくることはできること、及び女性は髪を整える権利を失っていないこと等が記述されている。

さらに、フランスでは、企業者が労働者を養成することを心がけず受刑者の労働を搾取し、その者が監獄を出るときには職をもっていないため、フランスの被拘禁者の境遇よりも遥かにより境遇との旨述べている¹⁸⁾。

表1 「石川島懲役場の囚人作業絵図」に描かれている作業の様子

描かれている作業・作業場	描かれている作業の様子
絵付け縄ない	元絵師は屏風や襖障子・団扇の絵付け、手職のないものは縄ないの坐業をしている。
紙漉工作場	佃の目玉商品で江戸市民に愛用されている「嶋紙」(再生紙・落とし紙)を作成している。
裁縫工作場	文明開化の最先端をゆく官服造りをしている。ミシンが備え付けられている様子も描かれている。
染物工作場	白いさらしを柿色の因衣に染め、高々と干し揚げている様子が描かれている。
蠟燭造り	電灯のない当時の日常必需品である蠟燭を造っている。蠟燭造りは火を避ける監獄では不適な作業だが、大らかに採用している。
営繕工作場	指物大工の仕事場の様子。写字という看板屋に相当する達筆の職人も描かれている。
表具工作場	掛軸の表装のほか、和綴じの製本、団扇張りなど、糊付けの手仕事を寄せ集めている。
活版工作場	大規模な官営印刷工場の様子が描かれている。明治11年東京警視監獄署編の「獄務備攷」もここで印刷されている。
靴工作場	靴を造っている様子が描かれている。特別な官営工場で御傭外国人ラポスキーの指導により本格的に運営された。
藁工作場	重労働や立業に不向きな囚人・老囚が外役因用の藁草履を編んでいる。俗称はモタモタ工場であった。

建具工作場	障子や襖などの建具を作る職人の仕事場、植木・垣根に用いる梭欄縄工作の様子が描かれている。
藤細工の工作場	専任の授業師が指図し、藤細工を行っている様子が描かれている。藤細工は靴・洋裁・煉瓦などと同様に文明開化の新製品であった。
絵図引の工作場	大工の棟梁格が家屋の平面図を設計している様子、柚（木こり）が木割り仕事をすする様子が描かれている。
大工・木挽き工場	仙を引き継ぐ木挽などの荒仕事と桶工が桶を作っている様子が描かれている。桶工の技術は高かった。
煉瓦工作場	煉瓦を作る様子が描かれている。なお、懲役人には汚れ仕事という意識は改まっている。
煉瓦竈焚の図	煉瓦を竈で焚いて作っている様子である。土取りは小菅と同様に千住方面から船運搬されたらしい。製品は警視庁関係で使われた。
耕作場	徒場北端の海辺の畑の様子。かつては油絞用の菜種栽培地で、黒塚の裏に帆船の帆も描かれている。
鍛冶工作場	鍛冶工作場の様子。なお、監督の獄吏は立ち番ではなく、すべて椅子掛けで描かれている。
米舂場	先端に石の錘をつけた足踏みで精米している様子。旧寄場油絞の名残を思わせる情景である。
綿工作場	古綿を撰り分け手でほぐし、布団作りの下ごしらえをしている様子。老因や虚弱因の主な仕事であった。
塗工の工作場	貝殻細工の様子を描いている。貝殻細工の技術は高く、金箔や貝細工の蒔絵の高級塗物が作られた。
女監工作場	大部屋で洗濯や縫い物、手内職をしている様子が描かれている。この工作場は南端灯台下の二重囲にある。
女監の機織作業	機織の技能をもつ女因が従事している様子が描かれている。タスキ、帯、髪型も一般婦人と変わらない。

※図鑑 日本の監獄史（重松一義 雄山閣出版 1985）より引用。なお、一部加筆している。

表2 石川島人足寄場の外に連れ出されて使役される囚人の作業の様子

描かれている作業・作業場	描かれている作業の様子
皇居道路の整地	Bender によるポンチ画。鶴嘴をふるって皇居の道路を整地しているが、監視人はのんびり本を読んでいる様子が描かれている。
囚徒耕耘図（写真）	Norman によって撮影された銀板写真に、畑仕事を行っている様子が写されている。
囚人米搗き図	Norman に撮影された銀板写真に、米搗きをして、精米している様子が写されている。

※図鑑 日本の監獄史（重松一義 雄山閣出版 1985）より引用。なお、一部加筆している。

表3 ブスケが記した人足寄場の作業種目と作業に取り組む様子

- ・中庭の周りには種々の作業場が並び、各々では、被拘禁者の力、年齢および罪状の大小に応じ、彼らの今までの知識にできるだけ適した違った仕事をしている。
- ・最初の作業場で40人ほどの14歳ないし20歳の青少年が竹の枝を割いて扇にするためのきわめて細い竹片を作っている。
- ・癡猛な様子をしたもっと重い刑を課されている壮年の男たちが捜査の極めて難しい強い上下に動く杵で米をついている。この米の一部はこの施設で使われる。各人の務めは1日に200ポンドである。
- ・受刑者が羨望の目を輝かしながら煙草の葉をまいたり切ったりしている。
- ・同僚のために衣服を仕立てている裁縫師がいる。この服はゆったりしたズボンから成っており、夏になると簡単な腰帯と上着とに取り替えられ、これらはすべて赤味をおびた汚れにくい綿布でできている。
- ・(赤味をおびた汚れにくい綿布でできている作業着を着ている) これらの連中が2人ずつ鎖で腰帯をつながれて道路の舗装の仕事をしているのを見かける。
- ・(女子部では) 彼女らは、男子が着ているのと同じ日本の布の長い服を着て、紡ぎ車で綿を繰ったり、または織機で仕事をしている。

※ジョルジュ・ブスケ著日本見聞録1(野田良之・久野桂一郎訳 みすず書房 1977)より引用

表4 ブスケが記した人足寄場における生活状況、指導や監視の状況

- ・訪問者はまず木造りの建物で囲まれた四角形の大きな中庭に入る。
- ・この庭を見おろす哨からは監視員が内部で起きるすべてのことを検査することができる。
- ・浴場40人ほどの囚人が、お湯を前にした日本人の特徴であるあの熱心さを以て身体をきれいにしようという心遣いに身をまかせている。彼らの仕事が汚れる性質のものなので、毎日組毎にこのようにして入浴する。
- ・夜は、彼らは寝室に入れられて鍵をかけられ、そこで50人ずつ就眠する。この寝室は板張りの大きい部屋で、その紙面の仕切りは木格子となっている。
- ・各部屋には、各作業場におけると同じく、成績のもっともよい被拘禁者中から選ばれた長がおり、仕事の指図をし、その組についての責任を負っている。
- ・逃亡はめったにない。めったに成功しないからである。
- ・騒擾も予想すらされていない。
- ・労働は、朝の7時から夕の5時までつづき、好きなだけ米飯の供される2回の食事のときだけ中断される。
- ・受刑者は獄外では何も買うことができない。
- ・その親が果物やここの旨味のない単調な食事を引き立たせるための調味料を持ってくることはできる。
- ・労働に対して、きわめて僅かではあるが報酬が与えられ、給料を積み立てられて刑を終えてから免囚として職業を得るために用いられる。
- ・各受刑者はそこを出るときには職を身につけており、我々(フランス)の被拘禁者の境遇よりもはるかによい境遇である。

・(女子部では)彼女らの毛髪には驚かすにはいられない。周知のとおり、日本の婦人が彼女らの頭の上に築き上げる山を按配するためには少なくとも女一人と1時間とが必要である。ところが、彼女ら(女囚)はすべて非のうちどころのない程に磨きあげられている。

Ⅳ. 考 察

人足寄場に収容されたのは、今日のホームレスにあたる罪を犯していない無宿の者、前科のある者、妻子を持った不労家族である。さらには、女性、盲人、幼年者も収容していた。また、寄場人足の作業において、食事、衣類、鼻紙、髪結、湯銭まで生活費は自分稼でなければならず、妻子も自分で養っていた。このため、犯罪者の矯正だけでなく、無宿の者や不労家族の就労、及び児童や障害者を含む職業訓練や授産施設としての性格も持っていたことが窺える。

Townsend (1993) は相対的剥奪という概念を提示し、これについて人々が社会で役割を果たし、人と関係を持ち、社会の一員として期待される行動をするために十分な栄養、衣服、住宅等の生活条件を欠いている状況と説明している。また、そのような条件を獲得できない状況を貧困としている¹⁹⁾。相対的剥奪を深化させた概念とされる社会的排除は、社会参加を可能とする条件が欠如する状態が継続することで社会参加が阻害される過程を示している²⁰⁾。現在、社会福祉のあり方や社会保障制度を検討する際に、重視されている考え方である。

人足寄場の制度は、無宿の保護・授産の場所として構想されていた。このため、人道的な処遇が多く、自立、社会復帰を目的とした授産施設としての機能を有していた。また、そこでの処遇は、個々の職業技術や特技等を考慮した作業種目が選定された上での、就労支援が行われていた。したがって、寄場の処遇によって就労するための技術を習得し、退所時に積み立ててもらっていた給与を受け取る仕組みになっていた。これは、社会で役割を果たし、自立生活ができるための仕組みであったため、上記の相対的剥奪や社会的排除を防ぐことを目的とした今日の社会福祉制度と同様の発想があり、それに基づく施策であったと捉えられる。

「石川島懲役場の囚人作業絵図」には、23種類の作業種目と作業に取り組む様子が描かれている。寄場での作業には、人夫、手業、寄場構内と構外での使役、官用と私用の雇傭がある。また、人夫としての官用の仕事には、寄場の建設、牢屋敷用の精米、神田川、曲輪外堀の川浚、私的雇傭は佃島での大工・左官職、町方の普請、修繕があり、手業としては、藁細工による縄、草履、厩杵作り、石灰、炭団、紙の製造があった。作業種目が豊富であったため、被収容者の性別、年齢、適性、及び犯罪の有無やその程度に応じた作業を行うように図ることができたのであろう。

さらに、按摩であった無宿盲人2名については、出所のうえ按摩の営業者のいない佃島に定住できるように取り計らったとされている²¹⁾。このように、障害がある場合、生活できる条件を整えることまでを行っている。このことは、障害者を排除するのではなく社会の中で助け合って生活するという、今日重視されているソーシャルインクルージョン(「社会的包摂」等と訳される)の考え方と極めて類似していると考えられる。

今日、ソーシャルワークについては、1869年にイギリスで慈善組織協会(COS: Charity Organization Society)が作られ、友愛訪問と呼ばれる貧困者の個別調査と連絡調整を主たる目的にした活動が始められた。アメリカのCOSにおいて活動をしていたリッチモンドがケースワーク理論を体系化し、1922年にソーシャル・ケースワークは「人間と社会環境との間を、個別に意識的に調整することを通して、パーソ

ナリティを発達させる諸過程から成っている」と定義した²²⁾。

この定義がなされる100年以上も前に人足寄場が発案され、今日の更生保護と就労支援にあたる具体的な活動を行っている。各被収容者に適した作業種目を選んでさせていること、意図的に出所した時に仕事に就くこと、出所時に貯蓄された作業で得られた収入が渡され、及び仕事に就くための支度金が手に入ることを特徴とする制度であった。したがって、個別に意識的な調整、人と社会環境の相互作用、及びパーソナリティの発達に関する視点を持った取り組みであったことが窺え、リッチモンドが提唱したケースワークの定義と同様の視点があったと推察される。

改悛が顕著なものについては、原則としていた3年未満でも出所を許していたため、社会的自立を目指す教育的意義を有していた。また、人足に更生資金を与えるために労働量に応じて賃金を支払い、その労働賃金を積み立てていた。加えて、賃金の3分の1が強制的に積み立てられ、積み立てられた賃金が出所時に与えられた。さらに、貯金だけでは社会復帰できない場合、幕府が援助を与える仕組みとなっていた。したがって、中央政府である幕府が、無宿者、軽度犯罪者、虞犯者、及び障害者に対して、重層的な就労支援と再犯防止プログラムを含めて自立更生、社会復帰をさせる教育的・自立支援的な視点からのアプローチを取り入れた処遇を行っていたと考えられる。

以上のように、検討してきた人足寄場は、無罪の無宿に対する授産更生を目的とする施設として発足した。無宿の主要部分は犯罪予備軍ともいえるべき潜在的犯罪人口を形づくっていたのであるから、実質的には犯罪予防の趣旨を含んでいたというべきであり、ゆるやかな意味で保安処分といってよいであろうが、正面から見れば、むしろ社会福祉施設的性格の濃厚なものであった²³⁾。さらには、先述したように、寄場において、障害者に対しても自立に向けて就労支援や生活支援が行われていたのは、その証左であろう。

本研究においては、日本の社会福祉の発展過程に関する取り組みのうち、人足寄場に目を向け、そのあり方を考察した。現代の日本でも人足寄場と同様に、刑事司法と社会福祉の両方の性格を併せ持つ矯正施設の充実を図るためには、重層的な公的支援による自立支援に再犯防止プログラムを含んだ教育的・自立支援的なアプローチを取り入れた制度のあり方を検討することが求められる。

V. 結 論

本研究によって、人足寄場について以下のことを考察した。

- ①犯罪者の矯正、無宿の者や不労家族の就労、児童や障害者を含む職業訓練や授産施設としての性格を持っていた。
- ②相対的剥奪や社会的排除を防ぐことを目的とした今日の社会福祉制度と同様の発想があり、それに基づく施策であった。
- ③被収容者の性別、年齢、適性、及び犯罪の有無やその程度に応じた作業を実施していた。
- ④中央政府である幕府が、重層的な自立更生、社会復帰をさせる制度を行っていた。
- ⑤人足寄場にはケースワークとソーシャルインクルージョンと同様の視点があった。
- ⑥重層的な公的支援による自立支援に再犯防止プログラムを含んだ教育的・自立支援的なアプローチによる制度を検討する必要がある。

【引用文献】

- 1) 浜井浩一 日本の治安と犯罪対策—犯罪学からの提言：はじめに（I 課題研究 日本の治安と犯罪対策—犯罪学からの提言）犯罪社会学研究 29 4-9 2004

- 2) 浜井浩一「刑務所から社会が見える—刑務所は治安最後の砦」 法学セミナー595号) 日本評論社 56-63 2004
- 3) 東京都中央区役所編集兼発行者 中央区三十年史上巻 1980
- 4) 滝川政次郎「人足寄場の創始者長谷川平蔵」 人足寄場顕彰会編 『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』 創文社刊 133-196 1977
- 5) 同上3)
- 6) 同上4)
- 7) 東京都中央区役所編集兼発行者 中央区史 上巻 1958
- 8) 松山郁夫 明治期の窮民救助法案に含まれる福祉の考え方 佐賀大学文化教育学部研究論文集 16(1) 217-225 2011
- 9) 重松一義「人足寄場の創設と運営の史実態：その構想と実践にみる伝統的牢制の修正」 中央学院大学法学論叢 10(2) 1-126 1997
- 10) 平松義郎「人足寄場の成立と変遷」 人足寄場顕彰会編 『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』 創文社刊 83-132 1977
- 11) 同上9)
- 12) 佐原六郎編著 佃島の今昔—佃島の社会と文化— 雪華社 1972
- 13) 同上7)
- 14) 杉田玄白 杉田玄白全集第1巻日記 1944
- 15) 重松一義 図鑑日本の監獄史 雄山閣出版 1985
- 16) 井上操訳 民法大意 司法省蔵版質問録第3号 1878
- 17) ジョルジュ・ブスケ 野田良之・久野桂一郎訳 日本見聞録1 みすず書房 1977
- 18) 同上17)
- 19) 同上10)
- 20) Townsend, P. The International Analysis of Poverty Harvester Wheatsheaf New York 1993
- 21) 阿部彩 「社会的排除に関する実証研究の成果を届けるにあたって」 季刊社会保障研究 43(1) 2-3 2007
- 22) Richmond, M. What is Social Case Work? : An Introductory Description Social work series Russell Sage Foundation, 1922
- 23) 団藤重光 人足寄場の性格と特長—刑法学者の立場から— 人足寄場顕彰会編 『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』 創文社刊 57-81 1977